

香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び香川県暴力団排除推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第7号

香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び香川県暴力団排除推進条例施行規則の一部を改正する規則（香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第1条 香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年香川県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公安委員会等に係る手続等について、<u>法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、<u>香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号。以下「情報通信技術利用条例」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電子署名 <u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</u></p> <p>イ <u>政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）第11条及び香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、公安委員会等に係る手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、<u>情報通信技術利用条例</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</u>をいう。</p>

るために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名
ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職
を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手
続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書
に基づく電子署名

(3) 略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 電子情報処理組織(情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び第3項において同じ。)を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、公安委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2・3 略

4 公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が、前項に規定する事項を同項の規定により送信し、及び記録する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した他の規則の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の送信及び記録を要しないこととすることができる。

5 他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(3) 略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 電子情報処理組織(情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び第3項並びに第8条において同じ。)を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、公安委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2・3 略

4 公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が、前項に規定する事項を同項の規定により送信し、及び記録する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した国家公安委員会の所管する法令(法律又は政令を除く。次項において同じ。)又は他の規則の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の送信及び記録を要しないこととすることができる。

5 国家公安委員会の所管する法令又は他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

(1) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号アに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めている

るもの

- (2) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号イに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地又は代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの
- (3) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号ウに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているもの又は登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地若しくは代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの
- (4) 電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を公安委員会等に依頼する場合 当該登記情報に係る登記事項証明書
- (5) 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第223条に規定する電磁的方法により、当該申請等を行った日から5年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く場合 当該財務諸表等
- (6) その他公安委員会が定める場合 公安委員会が定める書面等

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 公安委員会等は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第3項、第7条第2項、第9条並びに第10条において同じ。）を使用して行うことができる。

2～5 略

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第7条 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第4項に規定する氏名又は名称を

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 公安委員会等は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第3項並びに第7条第2項において同じ。）を使用して行うことができる。

2～5 略

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること、若しくは第3条第

2項ただし書に規定する措置を講ずること、又は県の機関が申請等を行う場合において公安委員会の指定する情報処理システムを使用して行うこととする。

- 2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて電子情報処理組織に係る公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は県の機関に対して処分通知等を行う場合において公安委員会の指定する情報処理システムを使用して行うこととする。
- 3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること、又は公安委員会の指定する情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(情報通信技術利用条例第8条に規定する公安委員会規則で定める書面等及び措置)

第8条 情報通信技術利用条例第8条に規定する公安委員会規則で定める書面等及び措置は、公安委員会が別に定める。

明らかにする措置及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること、若しくは第3条第2項ただし書に規定する措置を講ずること、又は県の機関が申請等を行う場合において公安委員会の指定する情報処理システムを使用して行うこととする。

- 2 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて電子情報処理組織に係る公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は県の機関に対して処分通知等を行う場合において公安委員会の指定する情報処理システムを使用して行うこととする。
- 3 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術活用法第9条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置及び情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること、又は公安委員会の指定する情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第8条 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第3条第1項の規定による申請等が困難である場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情

報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第9条 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

（1） 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

（2） 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等の定めるところにより行う届出

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第10条 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

（1） 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

（2） 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

（補則）

第11条 略

（補則）

第9条 略

（香川県暴力団排除推進条例施行規則の一部改正）

第2条 香川県暴力団排除推進条例施行規則（平成23年香川県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（意見を述べる機会の付与） 第10条 略 2～4 略	（意見を述べる機会の付与） 第10条 略 2～4 略

5 公安委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、別記様式第14号の意見聴取公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示するとともに、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置によって行うことができる。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

6 略

5 公安委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、別記様式第14号の意見聴取公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

6 略

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年5月21日から施行する。
(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)
- 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1~99 略					1~99 略				
100 香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年香川県公安委員会規則第6号)	略	略			100 香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年香川県公安委員会規則第6号)	略	略		
	第3条第2項、第4条第4項及び第7条第1項から第3項まで					第3条第6項第6号			

第4条 第5項	略		
第8条	<u>添付書面等の省略に係る書面等及び措置に関する定め</u>		○
第9条	略		

101・102 略

備考
略

第4条 第5項	略		
第8条 第1項 第1号	<u>申請等をする者について対面により本人確認をする必要がある場合の認定</u>		○
第8条 第1項 第2号	<u>申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合の認定</u>		○
第9条 第2号	<u>電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出に関する定め</u>		○
第10条 第1号	<u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要がある場合の認定</u>		○
第10条 第2号	<u>処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合の認定</u>		○
第11条	略		

101・102 略

備考
略